

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案  
に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計4件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 29 年 12 月 26 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼CEO	宮内 謙
2	平成 30 年 1 月 5 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
3	平成 30 年 1 月 5 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
4	平成 30 年 1 月 5 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之

## 意見書

平成 29 年 12 月 26 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーおー みやうち けん  
代表取締役社長兼CEO 宮内 謙

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
全般	<p>「接続料と利用者料金関係の検証に関する指針」案につきまして、賛同します。</p> <p>本指針に則って毎回丁寧に検証を行うことにより、不当な競争を引き起こさない接続料水準が保たれ、公平な競争環境が維持されるため、本指針に則った運用を徹底して頂くことが重要であると考えます。</p>
<p>6.その他</p> <p>(1) 総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者（必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者）に対し関係のデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。</p>	<p>本指針の目的達成のため必要と認める場合に事業者及び事業者と競合する他の電気通信事業者に対し提供を求めるデータは、利用用途が明らかな場合に提供を求められるべきであると考えます。</p>
<p>6.その他</p> <p>(3) 検証対象の範囲については、本指針の適用の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。</p>	<p>本指針では、本指針の適用の2年後を目途に検証対象の範囲について見直しの要否を検討することとしていますが、見直しの検討を行う対象の選定には一定の基準が必要であると考えます。</p> <p>具体的には、2年後に大きく市場環境が変わらないサービスについては、検証対象範囲に残すべきです。市場環境の変化がないということは、当然引き続き検証対象に残るべき状況にあることを示すためです。</p> <p>検証対象範囲からサービスを外す検討を行う場合には、例えば「5.利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い」の①で示されている事例等を判断基準として、仮に検証対象から当該サービスが外されたとしても不当な競争を引き起こさないことが証明されることが最低限必要であると考えます。</p> <p>特に、5.①で示されている事例のうち、代替性は重視されるべきです。いまだユーザが多く残った市場において、代替性が確保されていないにも関わらず当該サービスが検証対象から外れることは、既存ユーザに影響を及ぼす可能性があり、避けるべきと考えます。一例として、</p>

	<p>メタルアクセス回線に関しては、仮に2年後において利用が一層縮退するとしても、依然として一定のユーザ規模があり、代替サービスが存在しない場合はユーザに与える影響も大きいため、引き続き検証対象に残すことが妥当です。</p>
--	--

以上

## 意見書

平成30年1月5日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI株式会社

だひようとりしまりやくしゃちよう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」案に関し、別紙のとおり意見を提出します。  
(文中では敬称を省略しております。)

該当箇所	意見
全般	<p>接続料と利用者料金との関係の検証について、「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」（以下、「第一次報告書」という。）を踏まえ、以下の点について具体的に定めた指針（案）であるため、賛同いたします。</p> <p>(1) 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。</p> <p>(2) 県間通信用設備が第一種指定電気通信設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。</p> <p>(3) 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。</p>
<p>3. 検証の実施方法</p> <p>(2) 検証対象</p>	<p>現在、NTT 東・西の固定電話（加入電話・ISDN/ひかり電話）は、固定電話（0ABJ 電話）市場において 69.4%という高いシェア（※1）を有しているため、競争事業者は、自社の提供する電話サービスについて、NTT 東・西に固定電話着信の 7 割を依存せざるを得ず、当該着信接続料水準が、競争事業者の提供する電話サービスの収支に非常に大きな影響力を持っています。</p> <p>PSTN マイグレーション後は、現在の加入電話・ISDN がメタル IP 電話へと移行しますが、NTT 東・西はメタル IP 電話の提供条件について、基本料は現在の加入電話・INS ネットの基本料と同額、通話料は全国一律 3 分 8.5 円（税抜）で提供すると表明（※2）しています（現在のひかり電話の通話料は全国一律 3 分 8 円（税抜））。</p> <p>このことは、PSTN マイグレーション後、競争事業者が、自社の提供する電話サービスについて 3 分 8 円程度の料金水準を維持できなければ、NTT 東・西の固定電話との競争環境を維持できなくなることを意味しており、ひいては、その提供基盤である FTTH 等のアクセス回線の競争環境にも大きな影響を及ぼすことになります。</p> <p>したがって、PSTN マイグレーション後も、引き続き、NTT 東・西の固定電話の提供条件については、特にその着信接続料水準の観点から、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかの検証が必要であり、PSTN マイグレーション後は、検証対象に加入電話・ISDN の移行先サービスである「メタル IP 電話」を追加するとともに、継続して、「ひかり電話」についても検証対象とすべきと考えます。</p> <p>（※1）総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（平成 29 年度第 2 四半期（9 月末））より</p> <p>（※2）「固定電話の I P 網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて」（NTT 東・西）平成 29 年 10 月 17 日付け</p>
3. 検証の実施方法	本検証は、「利用者料金による収入」と「その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料」

(3) 検証方法

(以下、「振替接続料」という。)の総額を比較し、その間の差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証するものでありますが、検証対象サービスごとに、「利用者料金による収入」と「振替接続料」について、具体的にどの収入、どの機能の振替接続料が集計されて比較・検証されているのかについては明示されておりません。

そのため、競争事業者は、毎事業年度の接続料の認可申請時及び接続会計の公表時に、接続料と利用者料金の関係の検証結果（スタックテストの要件を満たす/満たさない）については把握できるものの、検証対象サービスにおける「利用者料金の収入」と「振替接続料」の比較対象及び集計方法が適正かどうかについては判断できないため、本指針（案）において、検証対象サービスごとに具体的な比較対象及び集計方法を明示することによって、より一層の適正性・透明性が確保されるものと考えます。

(例) 具体的な比較対象の明示イメージ

①加入電話・ISDN 通話料の場合

・「利用者料金の収入」の集計対象

加入電話・ISDN 発-加入電話・ISDN 着、加入電話・ISDN 発-ひかり電話着に係る利用者料金（県内通話）

・「振替接続料」の集計対象（集計対象となる具体的な接続機能も明示）

加入電話・ISDN 発-加入電話・ISDN 着（\*1）、加入電話・ISDN 発-ひかり電話着（\*2）に係る振替網使用料

②フレッツ光ネクスト（ファミリータイプ）の場合

・「利用者料金の収入」の集計対象

フレッツ光ネクスト月額料金

・「振替接続料」の集計対象（集計対象となる具体的な接続機能も明示）

NGN 利用（\*3）、シェアアクセス方式の加入者光ファイバ利用（\*4）に係る振替網使用料

（\*1）中継交換機能、中継交換機回線対応部共用機能、中継伝送共用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、加入者交換機能

（\*2）関門交換機接続ルーティング伝送機能（端末系ルータ交換機能、音声パケット変換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能、SIP サーバ機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能）

（\*3）一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能（端末系ルータ交換機能、関門系ルータ交換機能、一般中継系ルータ交換伝送機能）

（\*4）光信号伝送装置（OLT）、局内光スプリッター（光信号多重分離機能）、光信号主端末回線（光局外スプリッターを含む）、光信号分岐端末回線、光

	<p style="text-align: center;">屋内配線</p> <p>本検証方法において、「振替接続料」は、当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料（※1）と、特定接続に係る接続料も含まれる旨規定されており、第一次報告書及び省令等改正（※2）を踏まえた内容であることから、賛同いたします。</p> <p>特に、NTT 東・西が、PSTN マイグレーション後のメタル IP 電話において県間通話も含めて提供することを表明しており、仮に活用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が講じられることで、NTT 東・西が設定する利用者料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にとっての公正競争条件が確保されるものと考えます。</p> <p>（※1）当該機能の利用にかかる特定接続（第一種指定電気通信設備以外の県間設備等への接続）がある場合、それに関し負担すべき接続料を含む。</p> <p>（※2）電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果及び情報通信行政・郵政行政審議会からの答申（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）平成 29 年 12 月 22 日付け</p>
<p>5. 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い</p>	<p>検証の結果、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合に、NTT 東・西は、次のいずれかの措置を講じることが規定されています。</p> <p>① 例えば、（略）価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。</p> <p>② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第 14 条の 2 の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。</p> <p>この規定により措置された内容については、認可接続料の認可申請に係る意見募集を通じて、競争事業者が意見提出する機会を与えられ、情報通信行政・郵政行政審議会でのその措置内容の適正性等が調査審議されることになることから、本措置について賛同いたします。</p> <p>また、②においては、価格圧搾のおそれがある場合の接続料における対処として、「第一種指定電気通信設備接続料規則第 14 条の 2 の規定による接続料の水準の調整を行う」とありますが、当該規定では、第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受けた場合を除き、接続料を適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定するとなっています。第三条ただし書の規定は、特</p>



	別な理由がある場合の例外規定であることから、価格圧搾のおそれがある場合の接続料における対応としては、接続料を適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定されることが一義的には望まれる対応であると考えます。
--	---

以 上

意見書

西 企 営 第 153 号  
平 成 30 年 1 月 5 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511  
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう  
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号  
(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしや  
氏 名 西日本電信電話株式会社  
むらお かずとし  
代表取締役社長 村尾 和俊

「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## ○接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(案)

該当箇所	当社意見
<p>3. 検証の実施方法</p> <p>(1) 検証時期</p> <p>事業者は、電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請に際し、本指針に基づき検証を行い、その結果を総務省に報告するものとする。ただし、(2)の検証対象に係る接続料及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 検証対象</p> <p>本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 加入電話・ISDN 基本料</li> <li>② 加入電話・ISDN 通話料</li> <li>③ フレッツ ADSL</li> <li>④ フレッツ光ネクスト</li> <li>⑤ フレッツ光ライト</li> <li>⑥ ひかり電話</li> <li>⑦ ビジネスイーサワイド</li> <li>⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー</li> </ol> <p>(第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)</p> <p>(3) 検証方法</p> <p>検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接</p>	<p>【検証対象について】</p> <p>本検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に馴染まないと考えられることから、本検証については、そうした市場環境等も勘案の上、検証対象のサービスを決定すべきと考えます。</p> <p>具体的には、今回、検証対象外とされた公衆電話、番号案内、Bフレッツ、フレッツI SDNだけでなく、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツA DSLについても、以下のとおり、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象のサービスから除外していただきたいと考えます。</p> <p>&lt;加入電話・ISDN基本料および加入電話・ISDN通話料&gt;</p> <p>固定電話サービス(加入電話・ISDN)については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利用者料金を低く抑えることが歴史的にも求められてきたこと。</li> <li>✓ メタル回線の接続料水準は、当社の不断のコスト削減努力に加え、コスト把握方法の精緻化等により、大幅な上昇は回避されてきたものの、携帯電話やLINE等のアプリケーションを利用した代替サービスへの移行が進んだことで、ピーク時(1997年)の約3割まで固定電話サービスの需要が大幅に減少し、今後も需要の減少が見込まれるため、更なるコスト削減努力を以ってしても上昇していくことは避けられないこと。</li> <li>✓ 当社のメタル回線を用いた電話サービス(メタルプラス)を提供していたKDDI殿は既に当該サービスを終了したことに加え、同様のサービス(おとくライン)を提供しているソフトバンク殿も無線を用いた代替サービス(おうちのでんわ)への移行を進めることが可能となっていること。</li> </ul> <p>等を踏まえ、接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の対象から除外いただきたいと考えます。</p>

該当箇所	当社意見
<p>続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。)の総額を比較し、その間の差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※2)。</p> <p>※1 当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。</p> <p>※2 (2)⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる機能ごとの振替接続料の合計を上回っているかを検証する。</p>	<p>&lt;フレッツADSL&gt;</p> <p>フレッツADSLについては、関連物品の製造終了による保守物品の枯渇、および需要の減少傾向が今後も継続すると見込まれることから、一部のエリアを除いて、2016年6月末に新規受付を終了しており、2023年1月末にはサービス提供を終了することを公表したことに加え、FTTHやモバイルブロードバンド等の代替サービスへの移行が進んでいることを踏まえると、接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の対象から除外していただきたいと考えます。</p>

該当箇所	当社意見
<p>5. 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い</p> <p>3. (3)の検証の結果、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合(※1)には、事業者は、次のいずれかの措置を講じる。</p> <p>① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。</p> <p>② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況(※2)が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。</p> <p>※1 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料を下回った場合</p> <p>※2 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料を下回る状況</p> <p>総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正に向けた措置を講じるものとする。</p>	<p>【営業費相当基準額を下回った場合の措置について】</p> <p>「3. 検証の実施方法(2)検証対象」において、意見を述べさせていただいたとおり、本検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあつて、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に馴染まないと考えます。</p> <p>その上で、本検証の運用にあたっては、当社の利用者料金と接続料との比較だけで検証・判断するのではなく、市場の状況や競合する他の電気通信事業者（以下、競合事業者）のサービス提供状況（利用者料金、エリア別・タイプ別施設数、営業費比率等）を踏まえて検証・判断することが必要です。</p> <p>仮に、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合に、当社としては、「価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを示すに足る十分な論拠」ではなく、「不当な競争を引き起こさないと考えた理由」を提示する考えです。その上で、総務省が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなっていると判断する場合には、総務省において競合事業者のサービス提供状況等も踏まえた立証を行い、その具体的根拠をお示しいただく必要があると考えます。</p> <p>また、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合の措置として、「第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整」が例示されていますが、自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を採ることは、適正な設備コストの確保ができず投資インセンティブも削がれることになり、安定的なサービス提供に支障が生じかねないため、当社として、そのような措置を選択することは考えていません。</p>

該当箇所	当社意見
<p>6. その他</p> <p>(1) 総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者(必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者)に対し関係のデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。</p> <p>(2) 「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成24年7月)は、廃止する。</p> <p>(3) 検証対象の範囲については、本指針の適用の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。</p> <p>(4) 本指針における第一種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則は、平成29年9月29日に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された「電気通信事業法施行規則等の一部改正(第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備)について」(諮問第3096号)に含まれる両法令の改正案が関係する内容の変更を伴うことなく制定された場合における改正後の両法令を指す。</p> <p>(以上)</p>	<p>【総務省による検証について】</p> <p>「5. 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い」において、意見を述べさせていただいたとおり、価格圧搾により不当な競争を引き起こさないものであるか否かについては、当社の利用者料金と接続料との比較だけで検証・判断できるものではないため、総務省にて、市場の状況や競合事業者のサービス提供状況(利用者料金、エリア別・タイプ別施設数、営業費比率等)といったデータを踏まえて検証することが必要と考えます。</p>

意見書

東経企営第17-164号  
平成30年1月5日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019  
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく  
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号  
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ  
氏 名 東日本電信電話株式会社  
やまむら まさゆき  
代表取締役社長 山村 雅之

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## ○接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(案)

該当箇所	当社意見
<p>3. 検証の実施方法</p> <p>(1) 検証時期</p> <p>事業者は、電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算及び同条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請に際し、本指針に基づき検証を行い、その結果を総務省に報告するものとする。ただし、(2)の検証対象に係る接続料及び利用者料金に変更がない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 検証対象</p> <p>本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 加入電話・ISDN 基本料</li> <li>② 加入電話・ISDN 通話料</li> <li>③ フレッツ ADSL</li> <li>④ フレッツ光ネクスト</li> <li>⑤ フレッツ光ライト</li> <li>⑥ ひかり電話</li> <li>⑦ ビジネスイーサワイド</li> <li>⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー</li> </ol> <p>(第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)</p> <p>(3) 検証方法</p> <p>検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接</p>	<p>【検証対象について】</p> <p>本検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に馴染まないと考えられることから、本検証については、そうした市場環境等も勘案の上、検証対象のサービスを決定すべきと考えます。</p> <p>具体的には、今回、検証対象外とされた公衆電話、番号案内、Bフレッツ、フレッツI SDNだけでなく、①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③フレッツA DSLについても、以下のとおり、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、検証対象のサービスから除外していただきたいと考えます。</p> <p>&lt;加入電話・ISDN基本料および加入電話・ISDN通話料&gt;</p> <p>固定電話サービス(加入電話・ISDN)については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利用者料金を低く抑えることが歴史的にも求められてきたこと。</li> <li>✓ メタル回線の接続料水準は、当社の不断のコスト削減努力に加え、コスト把握方法の精緻化等により、大幅な上昇は回避されてきたものの、携帯電話やLINE等のアプリケーションを利用した代替サービスへの移行が進んだことで、ピーク時(1997年)の約3割まで固定電話サービスの需要が大幅に減少し、今後も需要の減少が見込まれるため、更なるコスト削減努力を以ってしても上昇していくことは避けられないこと。</li> <li>✓ 当社のメタル回線を用いた電話サービス(メタルプラス)を提供していたKDDI殿は既に当該サービスを終了したことに加え、同様のサービス(おとくライン)を提供しているソフトバンク殿も無線を用いた代替サービス(おうちのでんわ)への移行を進めることが可能となっていること。</li> </ul> <p>等を踏まえ、接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の対象から除外いただきたいと考えます。</p>



該当箇所	当社意見
<p>続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。)の総額を比較し、その間の差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※2)。</p> <p>※1 当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。</p> <p>※2 (2)⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる機能ごとの振替接続料の合計を上回っているかを検証する。</p>	<p>&lt;フレッツADSL&gt;</p> <p>フレッツADSLについては、関連物品の製造終了による保守物品の枯渇、および需要の減少傾向が今後も継続すると見込まれることから、一部のエリアを除いて、2016年6月末に新規受付を終了しており、2023年1月末にはサービス提供を終了することを公表したことに加え、FTTHやモバイルブロードバンド等の代替サービスへの移行が進んでいることを踏まえると、接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の対象から除外していただきたいと考えます。</p>

該当箇所	当社意見
<p>5. 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い</p> <p>3. (3)の検証の結果、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合(※1)には、事業者は、次のいずれかの措置を講じる。</p> <p>① 例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。</p> <p>② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況(※2)が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。</p> <p>※1 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料を下回った場合</p> <p>※2 3. (2)⑧にあつては、利用者料金が振替接続料を下回る状況</p> <p>総務省では、上記の措置を受けて、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであるかを判断し、当該不当な競争を引き起こすものと認められる場合には、電気通信事業法の規定に基づき、その是正に向けた措置を講じるものとする。</p>	<p>【営業費相当基準額を下回った場合の措置について】</p> <p>「3. 検証の実施方法(2)検証対象」において、意見を述べさせていただいたとおり、本検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあつて、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に馴染まないと考えます。</p> <p>その上で、本検証の運用にあたっては、当社の利用者料金と接続料との比較だけで検証・判断するのではなく、市場の状況や競合する他の電気通信事業者（以下、競合事業者）のサービス提供状況（利用者料金、エリア別・タイプ別施設数、営業費比率等）を踏まえて検証・判断することが必要です。</p> <p>仮に、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合に、当社としては、「価格圧搾による不当な競争を引き起こさないことを示すに足る十分な論拠」ではなく、「不当な競争を引き起こさないと考えた理由」を提示する考えです。その上で、総務省が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなっていると判断する場合には、総務省において競合事業者のサービス提供状況等も踏まえた立証を行い、その具体的根拠をお示しいただく必要があると考えます。</p> <p>また、利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回った場合の措置として、「第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整」が例示されていますが、自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を採ることは、適正な設備コストの確保ができず投資インセンティブも削がれることになり、安定的なサービス提供に支障が生じかねないため、当社として、そのような措置を選択することは考えていません。</p>

該当箇所	当社意見
<p>6. その他</p> <p>(1) 総務省は、本指針の目的達成のため必要と認める場合は、事業者(必要な場合は事業者と競合する他の電気通信事業者)に対し関係のデータその他の情報の提供を求めることにより、自ら検証を行うこととする。</p> <p>(2) 「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成24年7月)は、廃止する。</p> <p>(3) 検証対象の範囲については、本指針の適用の2年後を目途に見直しの要否について検討を行う。</p> <p>(4) 本指針における第一種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則は、平成29年9月29日に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された「電気通信事業法施行規則等の一部改正(第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備)について」(諮問第3096号)に含まれる両法令の改正案が関係する内容の変更を伴うことなく制定された場合における改正後の両法令を指す。</p> <p>(以上)</p>	<p>【総務省による検証について】</p> <p>「5. 利用者料金収入と振替接続料総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い」において、意見を述べさせていただいたとおり、価格圧搾により不当な競争を引き起こさないものであるか否かについては、当社の利用者料金と接続料との比較だけで検証・判断できるものではないため、総務省にて、市場の状況や競合事業者のサービス提供状況(利用者料金、エリア別・タイプ別施設数、営業費比率等)といったデータを踏まえて検証することが必要と考えます。</p>